

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2018年5月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0531 第1号」にて、下記項目の検体検査実施料が2018年6月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
48	オートタキシン	蛍光酵素免疫測定法 (FEIA法)	194	生化学 I 144	*

[注]

- * :ア オートタキシンは、区分番号「D007」血液化学検査の「48」Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
- ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「38」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」の Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

以上